

**第28回 貧困の連鎖対策研究会 兼
NPO法人「子どもへの学習支援基金」第14回勉強会・拡大理事会
議事録**

日時：2020年11月27日（金）午後6時～8時

場所：Zoom

第一部 勉強会

**成瀬大輔様（東京国立白うめロータリークラブ、弁護士）講演
「子どもの権利と支援の視点」**

子どもの権利に関する活動をしている中で、虐待を受けた子どもの社会的自立をサポートしたいと考えており、今回はこれまでの経験談を交えて子どもの権利と支援をテーマにお話しをします。

簡単な自己紹介から。大学は工学部機械工学科卒のため、一般的には自動車部品などのメーカーに就職することが多いのですが、人と関わる仕事がしたいと思ったことと、父親が弁護士であったことから司法試験を受けました。7年半裁判官をしておりまして、家庭裁判所で子どもの福祉について取り扱ったことで、自分にも何かできないかと思い始めました。現在は、東京三弁護士会多摩支部の「子どもの権利に関する委員会」で昨年は委員長をしておりましたが、今年は副委員長をしており、国立市の総合オンブズマンでは子どもの人権オンブズマンをやっています。また国分寺市の人権擁護委員も務めており、国立白うめロータリーでは現在会長エレクトです。

まず最初に人権の歴史についてですが、18世紀末にフランス人権宣言やアメリカ諸州の憲法の中で人権概念が生まれ、19世紀から20世紀にかけて人権という概念が世界的に普及していきました。ただ第二次世界大戦でナチズムによる人権を蹂躪するような苦い経験をしたことで、大戦後「人間が人間であることから論理的必然的に享有する権利」として人権を捉え直すことになりました。

その後、人権の考え方は各国の国内的な枠組みから国際連合を通じた国際的な枠組みへと広がっていきました。1948年に世界人権宣言が国連総会で採択され、その後国際人権規約が1966年に採択されたことが大きな動きになりました。日本も1979年に批准しており、その後、女子差別撤廃条約や児童の権利に関する条約などが次々にできています。

次に「人権」の性質ですが①「固有性」人間として当然有する権利であり、②「不可侵性」誰も侵すことのできない権利、③「普遍性」人種や性、身分など関係ない、当然に享有できる権利と説明することができますが、子どもたちにはわかりにくいので、NPO法人CAPセンタージャパンのホームページに出ている三つのキーワード①「安心」心が安らかでいられる状態にあること。②「自信」自分が大切な存在であることを自分が信じられること。③「自由」自分にとって大事なことを自分の意思で決められるということ。以上三つが守られていることが人権が守られていることであると説明しています。

子どもの権利の発展について。第二次大戦前の1924年国際連盟が「子どもの権利宣言」を出しましたが、権利保障としては一部不十分な部分がありました。その後、第二次大戦後、1959年に国際連合から「子どもの権利宣言」が出され、子どもの権利

に関して先進的なポーランドが1978年に「子どもの権利条約」草案を提出しました。その後1979年に国際児童年が定められ、国連の人権委員会の中に子どもの権利条約の作業部会が設置されました。それから10年かけて1989年に国連で「子どもの権利条約」が採択され、翌年1990年に発効となりました。日本は1994年に「子どもの権利条約」に批准しております。

ではなぜ「子どもの権利」を規定したのかということですが、人権とは傷つきやすいものだからです。ヘイトスピーチや差別問題を見ればわかるように、社会の中で人権問題が生じた場合、救済することはとても難しい。また、子どもであるということだけで容易に人権が奪われてしまいます。児童虐待や日本ではあまりありませんが児童労働、性的搾取、体罰、いじめなどがそれに当たります。さらに子どもは人格として健全に発達する途上にあり、育つための保障が必要な存在です。

先ほど国際連盟時代の子どもの権利宣言に触れましたが、子どもを保護するとなった場合、保護の客体として捉えがちです。果たしてそれが本当に子どもの人権と言えるのかということと必ずしもそうではなく、子どもにとって最善の利益を考えた場合、**子どもも大人と同じく権利の主体である**と捉えて、子どもの利益を十分に保障することが「子どもの権利」であるという答えにいきつきました。

子どもの権利条約は全部で41条あり、中でも一番面白いなと思ったのは第31条の休息、余暇、遊び、文化的、芸術的生活への参加ということで、子どもには遊ぶ権利があると明記されている部分です。

子どもの権利条約についてユニセフのホームページで簡単に4つに分類されています。①生きる権利②育つ権利③守られる権利④参加する権利です。①生きる権利は全ての子どもの生命が守られているということ②育つ権利は持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受けて、友達と遊んだりすること③守られる権利は暴力や搾取、有害な労働などから守られることで、児童虐待からの保護もここに入ることになります。それから④参加する権利については、日本社会ではまだまだ不十分であると感じているのですが、子どもが自分に関する政策や地域の制度に自由に意見表明をしたり、団体を作ったりする権利のことです。ただ実際に子どもが自分の意見をいうには制度上未整備であったり、大人の意識も低いと感じていて、最近、アドボカーションと言いまして、例えば児童相談所で一時保護された子どもの意見を第三者が聞いて、それを児相などの機関に伝える制度を導入しようとする動きがあります。私がやっている子どもの人権オンブズマンも、大人の社会に子どもの声を届けていこうという発想で活動しており、スウェーデンではこの子どものオンブズマン制度が発達していると聞いています。

子どもの権利条約に現れている基本原則は、①生命、生存及び発達に対する権利で、これまでお話ししてきたように、すべての子どもの生命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることを保障する権利です。次に一番重要な**②子どもの最善の利益 (well being)**を確保しなければいけない。子どもに関することが行われるときは、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えなければいけないということです。子ども本人と周囲の大人がその子にとって何が一番よいことなのかを考え、話し合いを重ねながら最善の利益を目指すことを意

味しています。それから③子どもの意見の尊重。子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表し、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮し、子どもが間違っていた場合にはそれを説明して子どもが納得するようにしなければいけません。

④差別の禁止。どの分野でも差別はいけないことですが、子どもも自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況など、どんな理由でも差別されずに条約の定めるすべての権利が保障されなければいけません。

子どもの権利を考える上で大事な視点として「失敗の尊重」があります。子どもの権利条約の精神的な父と呼ばれているポーランドのヤヌシュ・コルチャック先生が残した名言の一つに「子どもの失敗や涙を尊重しよう」というのがあります。これを私としては「子どもには失敗する権利があるのだ」という意味に捉えています。子どもが様々な困難な状況にある時に、支援者としてどう向き合えばいいか悩むことがあるのですが、子どもには失敗する権利が保障されており、失敗を糧に成長する可能性が保障されている。そして子どもは失敗しても、成長できなくても、生きていていいんだ、今生きていること、そのものが生きる意味・価値であると子どもに伝えること、生きていることが素晴らしいことなんだよと伝え続けることが大事だと思っています。

そして子どもは瞬間瞬間を生きているので即答性が大切です。大人にとっては些細なことでも子どもにとっては大事なこともあります。ばかにせずに、ありのまま受け止めることが大事です。ただし子どもに振り回されないよう、冷静さを忘れないでください。

虐待と社会的養護のお話に進みたいと思います。連日虐待のニュースが耐えない昨今ですが、児童相談所への虐待の相談は毎年約2万件ずつ増えてきています。ただこれは相談があった件数であって、相談・通告されていないケースがまだたくさんあると思います。増加の要因として、心理的虐待があります。一つは面前DVと言われるもので、子どもの前で父親が怒鳴ったりする姿を見せることが心理的虐待となります。

虐待関連で知っておいてほしいこととして、体罰禁止が法律上明文化されました。今年4月1日から施行されており、児童虐待防止法第14条1項に虐待してはいけないと書かれています。施設内についても児童福祉法第33条の2第2項に体罰禁止が明記されています。

私は未成年後見人として虐待を受けた子どもと関わるが多いため、未成年後見人についてご説明したいと思います。親権者が死亡や行方不明、あるいは服役中だったり、重度の精神疾患で入院することになった、親権停止・喪失の裁判中であるなどの理由から、親権者が子どもを育てられない場合、家庭裁判所から選ばれて未成年後見人として就任します。法律上は親権者と同じ立場で子どもの財産管理権・身上監護権（生活の支援）を行うことになり、未成年後見人であっても財産管理や身上監護は義務になります。親権は、子どもの利益のために適切に行使しなくてはなりません。子どもが成人すると当然に終了となります。現在は20歳が成人ですが、2022年4月からは18歳が成人になるので、18歳になったら終了となります。法律の建前では、終了時に預かっている財産などを子どもに引き継いで終わりとなりますが、実際にはその後には財産管理委託契約を結んだり、就労支援のNPOとの橋渡し役をしたりなど、アフターケアをすることが多いです。

私がこれまで出会ってきた子ども達についてお話ししたいと思います。虐待を受けた

影響は遅れて出てきて、長くつきまとうという特徴が見られます。施設に入った直後ではなく、1～2年ほど安定した生活になじんだ頃に表面化してきて、本人がとても苦しむこととなります。私が見てきた子どもの中にも何度も手を洗うなどの強迫症状や確認行動を繰り返したり、あるいは無気力、意欲の欠如といった行動が見られました。それから施設を出た後に孤立化しがちな傾向があります。人間関係を全て絶とうとしてLINEアプリを削除、電話にも出ない、引きこもりのような状態になった子どももいました。

また少年院から退院した子のケースでは、親が服役中のため未成年後見人に選任されたのですが、加害者への自責の念や後悔に加え、自身にも虐待経験があつてトラウマを抱えて苦しみながらも一緒に何とかやってきたこともありました。

これらの経験から、子どもの表面的な行動を責めるのではなく、その背景に思いを馳せられるかどうか支援をしていく上でとても大事だと感じています。自分がその子と同じ境遇であったら生きていけないんじゃないかと思うような経験をしている子どもが多く、それを乗り越えて生活している姿を見ると偉いなと感心します。

そのような子ども達に必要なことは何かと考えました。基本的には18歳で社会的保護からの自立を促されるのですが、境遇的に社会的経験が不足していることに加えて虐待のトラウマを抱えています。さらに社会に出ても親族などの後ろ盾がなく、部屋を借りるにもお金がなくて困ることが多いです。これは社会経験の不足が影響していると思うのですが、自己肯定感・自己効用感が低く、自分の価値がわからない、自分が社会にとって役立つ存在なのか実感できない子が多いです。「助けて」と言える子は少ないので、こちらから寄り添って、少しずつ踏み込んでいって、やっと少しずつ聞き出すこととなります。孤立化したり、引きこもりになることも多いです。現実的な課題としては、進学・就職しても退学・離職してしまうことが少なくない。家賃の滞納や未払賃金・借金などの経済的課題もあります。女の子に多いのは妊娠問題です。本当に皆、様々な問題を抱えており、孤立化させないためにも伴走型の支援が必要だと感じています。未成年後見人もその子が成人になると終わってしまうので、その後も関わりたい気持ちはあるものの難しいのが現状です。そこで社会経験を提供、特に就労の感覚を体験できる場がほしいと感じています。また経済的支援ももちろん重要です。

ロータリークラブとしての支援の可能性についても考えてみたところ、ロータリークラブは人と人との結びつきを大切にしている場であることから、伴走型支援ができるのではないかと考えています。また、多種多様な職業人の集まりですので、職場体験の提供も可能だと思います。そして経済的支援のための制度を作ることもできるのではないかな、とも考えています。

第二部 拡大理事会

1 5か所に各20万円の助成金交付の件

(1)フードバンク TAMA —承認

5施設にクリスマスケーキを提供

(2)気まぐれ八百屋だんだん子ども食堂—承認

子ども食堂主催のイベント「子ども天国」（12月20日開催）の参加者である子

ども達へのお土産（餅・米・海苔・菓子類）を提供

（吉田副理事長）現場を視察して、補助金等の申請をサポートする人が必要だと感じた。

（富倉副理事長）色々な子ども食堂を回っているが、どこも活動している人の善意（持ち出し）で成り立っている所が多い。

助成金に詳しい行政書士を紹介するというのも一つの方法では。

(3)みかづき子ども食堂－承認

クリスマスケーキ及び年末年始の食材の提供、学習室の教材を購入

残りの助成金交付先2か所について→年内に支援できる所はないか、他のロータリアンに声掛けする

2 公文の件（聖フランシスコ子ども寮釘宮シスターとの面談報告）

（吉田副理事長）長期的な支援（非認知能力の教育）として公文での学習（国語、2年間）を提案したところ、シスターからは、既に小学生の時点で非認知能力の差があること、公文は以前やっていたが先生役の負担が大きく現在はやっていないこと、やるのであれば未就学の年長さんをお願いしたい、との話があった。公文の導入について、子ども寮側に検討してもらっている。

この活動がうまくいけば他の施設にも広げていきたい。ただ、活動を始めるには当法人の資金が重要になる。

（橋本理事長）八王子の施設に未就学児が公文で勉強している所があるので、参考に見に行くのはどうか。それから、一部の子どもだけが公文をやることを支援するというのは賛成できない。また、資金面については入会者を増やす必要がある。

（富倉副理事長）会員を増やすと同時に補助金や助成金を申請するのはどうか。

3 新理事推薦の件（富倉副理事長）

石井宏氏（東京田園調布RC）を理事に推薦する → 次回の総会で決議

次回

勉強会 未定

理事会 12月16日（水）午後6時～ Zoom

(1)残り2件の助成金交付先について

(2)公文の件

(3)その他の活動について

以上